



## 久米島町視察報告「ヌカカ（アーサ虫）対策について」

蒼生会 門脇一男

### <所感>

久米島町では、久米島の南側海岸沿いにヌカカの集団発生が確認され、平成22年から調査が始まった。発生時期は米子市より少し早く2月から5月である。近年では空港のエプロン内や島の東側でも発生が確認され、活動箇所が徐々に拡大している。

久米島では発生場所が海岸沿いであり、民家も少ないことから人的被害は少なかったが、ヌカカの活動箇所が広がり、観光客を中心に被害が出始めている。

久米島町は沖縄県と連携をとり、沖縄県衛生環境研究所が中心となって調査研究を進めている。平成22年から25年までの報告では、ヌカカの捕獲にCDC型ミニチュアライトトラップ捕虫器、粘着トラップ、UVトラップ、二酸化炭素(酵母による生物発光)による誘引試験を行っている。結果としては、CDC型ミニチュアライトトラップ捕虫器での捕獲効果が認められ、その他の方法では効果があるとは言いがたい、とのことである。また、幼虫や蛹が発見できていないことも報告されている。

その他では、久米島町でも米子市同様にヌカカからの被害軽減を目的に啓発リーフレットを作成し配布をされている。

久米島町では、28年度は一転してヌカカ駆除対策を打ち出し、久米島町単費で民間会社と契約(委託料298万円)して、駆除、防除、発生原因の調査をすることとなっている。

米子市では、ヌカカに対して2年前から調査研究が始まり、住民アンケート、モニタリングを経て、今年4月から5月にかけて被害予防の啓発リーフレットが回覧となった。

米子市の今後のヌカカ対策は、まずはヌカカの幼虫を採取し、生息地調査、生態調査を行うべきと考える。そこから初めて駆除に向けての方向性が見いだせるはずである。米子市では、民家の密集しているところで発生しているヌカカには、薬剤散布は無理であろう。自然環境や生態系のことを考えればなおさらである。

そういう観点からも、今後はヌカカの天敵や忌避作物についても研究する必要があると思っている。

現在、全国でヌカカの集団発生している場所は久米島と米子市の弓浜地区だけである。今後も2市町で連携を取りながら情報共有をして、ヌカカ対策を推し進めていきたいと考えている。

## 名護市視察報告「経済金融活性化特別地区について」

蒼生会 田村謙介

### <所感>

沖縄県名護市では平成14年、経済金融の活性化に資する多様な産業の集積を図り「実体経済の基盤となる産業」と「金融産業」を車の両輪に見立て沖縄の経済金融を活性化することを目指し、「経済金融活性化特別地区」の指定を受けた。

これにより名護市は新たに進出する1・金融関連産業 2・情報通信関連産業 3・観光関連産業 4・農業・水産養殖業 5・製造業等に対し 1・所得控除 2・投資税額控除 3・特別償却 4・エンジェル税制 5・事業税、不動産取得税、固定資産税に係る課税の特例を実施することになり、名護市外（県外含む）からも積極的に企業誘致を進めることになった。

名護市は沖縄県の北部であり那覇空港から1時間半の立地という決して恵まれた場所ではない、にもかかわらず「東京、大阪、ソウル、北京、上海、香港、台湾などの東アジアの主要都市と結ぶ好立地」という前向きなセールスを行っており、企業の進出マインドをうまく押し上げていると実感した。

特区の企業進出を後押しする施策、また、国際情報通信・金融特区構想の一環として整備された企業集積施設「みらい館」は平成25年までに5号館までの整備が進み、既に41社の企業が入居、全市の法人・市民税収入のおよそ4割に達するまでに成長したとのことであった。

この建設には平成11年閣議決定された普天間飛行場の移設に係る政府方針にしたがった県北部地域振興予算が充てられており、米子市と単純に比較することは容易ではない。しかし指定にあたっては、前名護市長の岸本建男氏が沖縄県庁や各省庁を回って特区構想について熱心に取り組み、その結果として名護市と政府、県、県北部地域自治体が一体となって推進したことが背景にあり、予算措置以前に街づくりにかかる首長の意気込みを感じることができた。

今回の視察を通じて地方と防衛予算との関わり、また地方からの情報発信の可能性を探ることができた。また規模の違いこそあれ、地元にも美保基地を抱える県西部地域の振興や情報発信について、積極的に打って出た名護市の取り組みが大いに参考になると感じた。

## うるま市視察報告「耕作放棄地対策について」

蒼生会 門脇一男

### <所感>

うるま市は米子市と同様に耕作放棄地の問題を抱えている市であるが、26年3月までの4年間の活動が評価され、「全国農業会議所会長賞」を受賞された。その主な事例ポイントは…

- ①耕作放棄地の解消活動に取り組むほか、平成25年度からは「うるま市農業委員会・見える化行動」を実施するなど、活動の幅を広げることで解消活動にもさらに弾みが出ている。
- ②他人へ農地を貸し付けることへの抵抗が根強い中、「貸した農地は期限が来れば必ず帰ってきます」と横断幕を張り、農地の貸し出しへの啓発を強化している。
- ③農業委員会会長自らが遊休農地の利用権設定を受けるなど、平成25年度以降、11月に農業委員一人ひとりが草刈り・整地作業をし、見える化行動を実施している。

…特に③の活動に対しては敬服をするとともに大きな驚きでもある。

以上の活動で、4年間に50haもの耕作放棄地が解消された。凄い！のひと言である。

耕作放棄地が解消された圃場にはサトウキビが定植され、心地よさそうになびいている。その一角には刈り取られた木々や雑草が高々と積まれ、伐採の苦労を物語っている。これに触発されて、近隣の耕作放棄地も地主の方が中心となり、耕作地として再生をされていた。正に相乗効果である。

米子市は現在、農地中間管理事業を中心に耕作放棄地の減少を図っている。少しずつ減少はしているがなかなか目には見えてこない。果たしてうるま市の事例が米子市でもできるのか…

少なくとも「見える化行動」は米子市でもできる。まずは市民へ啓発することが重要だろう。

米子市では農地の借り手希望は意外に多い。

そういう点からも、圃場の区画整理や集団化を図り、受け入れやすい圃場整備をすることが先決である。

また、貸し手側の意向調査が急務であることは言うまでもない。

全国は広い！参考になる事例があちらこちらに転がっている。今後も広い視野を持って耕作放棄地対策に向かいたい。